

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.3

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 住友商事株式会社 代表取締役 社長執行役員 CEO 上野 真吾

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町二丁目3番2号

【報告義務発生日】 2025年2月20日

【提出日】 2025年2月27日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合の1%以上の増加

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ウェルネオシュガー株式会社
証券コード	2117
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者（大量保有者） / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	住友商事株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町二丁目3番2号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### 【法人の場合】

設立年月日	1919年12月24日
代表者氏名	上野 真吾
代表者役職	代表取締役 社長執行役員 CEO
事業内容	金属・機械・化学品・燃料・食糧・食品・繊維・物資等各種商品の国内及び貿易取引（外国間取引を含む）の他、情報産業関連事業・建設不動産事業・サービス関連事業等

##### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	住友商事フィナンシャルマネジメント株式会社 単体経理第一部 投資管理・会計総括チーム（担当者：田崎 克典）
電話番号	03(6285)5930

#### (2)【保有目的】

当該事業との継続的な交流により、相互の事業拡大、発展を図る為。

#### (3)【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	8,139,381		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 8,139,381	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		8,139,381
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年2月20日現在)	V	32,800,095
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		24.82
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		23.67

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年2月20日	株券	156,900	0.48	市場外	処分	2,275

( 6 ) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、発行者及び伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」という。）との間で、発行者株式の取扱いとして、以下の事項を合意しております。

(a) 株式の買増し禁止（スタンド・スティル）

提出者及び伊藤忠商事は、それぞれ、伊藤忠製糖株式会社と発行者との間の2022年9月29日付け「経営統合契約書」に基づく両者間の経営統合（以下「本経営統合」という。）の実行日（2023年1月1日）から1年の間（以下「追加取得禁止期間」という。）、発行者の事前の同意がない限り、発行者株式を、本経営統合の実行直後における発行者の発行済株式の総数に対する提出者及び住友商事のそれぞれが保有する発行者株式の占める割合を超えて取得してはならない。

また、提出者及び伊藤忠商事は、それぞれ、上記に違反して取得した発行者株式に関し、発行者の株主総会において議決権を行使することはできず、かつ、発行者が求めた場合には、発行者が合理的に指定する方法により速やかに売却する。また、提出者及び伊藤忠商事は、それぞれ、追加取得禁止期間の経過後に発行者株式を取得する場合には、発行者との間で事前に誠実に協議した上でこれを行うものとする。

(b) 株式の売却

提出者及び伊藤忠商事は、それぞれ、その保有する発行者株式を売却するときは、発行者との間で事前に誠実に協議した上でこれを行う。

( 7 ) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成23年10月3日株式移転により2,765,427株取得 平成28年3月1日付株式分割により5,530,854株取得
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地